東　根　市
住宅新築・リフォーム支援事業のお知らせ

～住宅の新築やリフォームをご検討の方へ～
市の補助金をぜひご利用ください！

補助対象者

【下記①、②の要件をすべて満たす方が対象】

①東根市に住民登録し、居住し、かつ住宅を所有している方。
　ただし、新築工事の場合は市外に居住している方も含みます。
②住宅の所有者と世帯員全員が市税等を完納していること。

対象工事

東根市内の施工業者による 新築工事、住宅リフォーム工事で、総工事費が、１０万円以上（消費税を除く）のもの。
※平成 25 年４月１日以降の工事で、平成 26 年１月 31 日までの申請とする。また、平成 26 年３月 10 日まで工事が完了し、平成 26 年３月 20 日までに実績報告できるもの。
※補助金交付決定前に着工したものは、認めません。

対象住宅

自己の住居用で、市内に存する住宅であること。
※集合住宅は、居住部分のうち個人所有部分、併用住宅は住居部分が対象。

補助金額

対象となる総工事費（税抜）の１０％で、上限が１５万円（千円未満切捨）
※この補助金は１戸につき１回限りとします。
（これまでに住宅新築・リフォーム支援補助金の交付を受けていない方が対象です。）

申込期間

平成 25 年４月１日から平成 26 年１月 31 日

工事によって加算分（県補助分）もあわせて受けることができる場合もあります。

「部分補強」、「省エネ化」、「バリアフリー化」、「県産材使用」、「克雪化」のいずれかを含むリフォーム工事の場合、総工事費（税抜）の１０％分（上限 20 万円）が加算されます。（裏面をご参照ください）
　工事内容によっては、市＋加算分の補助を併せて最大 35 万円の補助が受けられます！

住宅新築・リフォーム支援事業　フローチャート

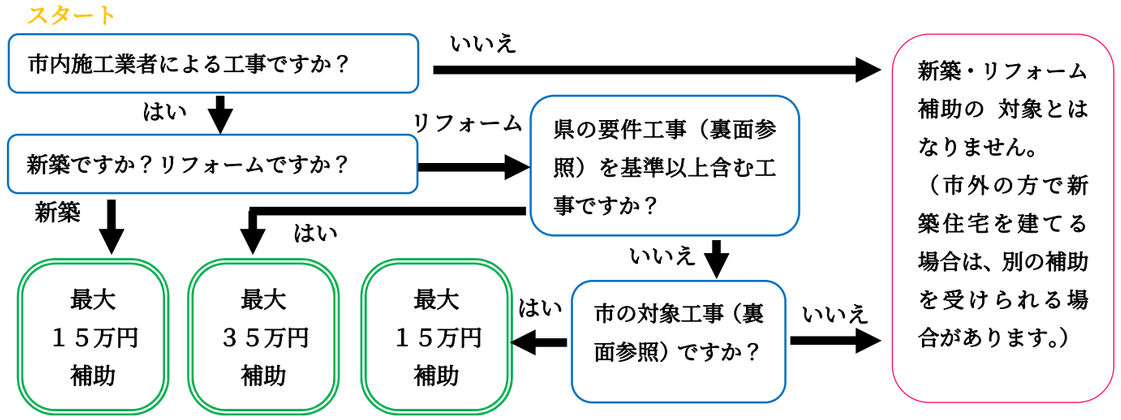

住宅新築・リフォーム支援事業　Q&A

Q.　どんな工事が対象となるの？

A.塗装、外壁補修などの外装工事や床、天井などの内装工事などが対象となります。詳しくは裏面の表をご覧ください。

Q.　手続きの方法は？

A.必要書類と印鑑をお持ちの上、市役所２階
商工観光課 商工労政係にお申し込み下さい。

❶市内施工業者から見積りをもらい、工事前の家屋全体と施工場所の写真を撮ります。
❷見積書と写真、新築・リフォーム計画図（設計図）、住民票謄本、市税等情報確認承諾書、県補助金工事基準点算出表（県補助を受ける場合のみ）、住宅の所有者が分かる書類（居宅部分の固定資産税の課税明細や登記簿・新築の場合は、建築基準確認済証の写し等）、住宅の案内図（住宅地図の写し等）、印鑑を押印して、市役所商工観光課に「補助金交付申請書」を提出します。
❸市から「補助金交付決定通知書」が届いたら工事に着手します。
❹工事が完了したら、施工場所の写真を撮ります。
❺工事完了後の写真、施工業者からの領収書の写し（業者の捺印のあるもの）、工事明細書、印鑑を持参し、市役所商工観光課で完了の報告（実績報告）を行います。
　※ただし、県補助を受ける場合は工事契約書又は工事請書の写しが必要です。
❻市から「補助金交付額確定通知書」と「補助金請求書の様式」が届きます。
❼「補助金請求書」を商工観光課へ持参・郵送します。後日、通帳に補助金が入金されます。

お申し込み　お問い合せ先
東根市経済部商工観光課商工労政係　　℡４２－１１１１（内線３１１１・３１１９）
〒９９９－３７９５　東根市中央一丁目１番１号
http://www.city.higashine.yamagata.jp（申請書は市ホームページからダウンロードできます）

東根市住宅新築・リフォーム支援事業の加算（県補助分）について

加算対象者

東根市住宅新築・リフォーム支援事業のうち、リフォーム工事の内容が、
下記の対象工事の基準を満たす方に加算額（県補助分）があります。

対象工事

東根市内の施工業者（県内に本店のある事業者に限る。）による住宅
リフォーム工事であり、次の５つのいずれかの要件工事を県補助金工事
基準点算出表の基準点以上含むもの。

要件工事

- ①部分補強工事（例：既存壁を耐震壁に変える工事など）
- ②省エネ化工事（例：天井･外壁などに断熱材使用。窓を二重サッシに変えるなど）
- ③ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化工事（例：和式トイレから洋式トイレへの交換や手すりの設置など）
- ④県産木材使用工事（例：ﾘﾌｫｰﾑ工事に使用する木材が県産材）
- ⑤克雪化工事（例：屋根に雪止め、融雪設備を設置する工事など）

※県補助金工事基準点算出表は別添のとおりで、基準点は下記のとおり
〇総工事費５０万円以上の場合　：１０点以上
〇総工事費５０万円未満の場合　：　５点以上

補助金額

対象となる総工事費（税抜）の１０％で、上限が２０万円（千円未満切捨）を加算して補助します。

※この補助金は１戸につき１回限り（市補助のみの場合を含めて）とします。
（これまでに東根市住宅新築・リフォーム支援補助金の交付を受けていない方が対象です。）

申込期間

平成 25 年４月１日から平成 26年１月３１日

補助のイメージ

〔東根市の補助や県補助のみを受ける場合もあります〕

補助パターン	最大補助	工事内容の例
市と県の補助を受ける	３５万円	山形県の要件工事を満たすリフォーム工事
県のみの補助を受ける	２０万円	エコ給湯器設置工事など（ただし、給湯機器費用を除いた設置工事費 10 万円以上の場合は市の補助あり）
市のみの補助を受ける	１５万円	畳替えと屋根塗装工事（山形県の要件工事を行わない）

東根市住宅新築・リフォーム支援事業　補助対象適否表

要件工事を含まない場合は、県補助分ではいずれも対象となりません。

工事内容（例）	市補助分	県補助分	
住宅の新築工事	○	５つの要件工事（部分補強・省エネ化・バリアフリー化・県産材使用・克雪化）のいずれかの工事に加えて	×
部屋の増改築等工事	○		○
台所、浴室、トイレ等の改修工事	○		○
高効率給湯器（エコキュート、エネファーム等）の設置	△（機器代除く工事費のみ○）		○
太陽光発電装置の設置	△（市の他の補助金を受ける場合は×、受けない場合も工事費のみ○）		△（市及び県の補助金を受ける場合は×）
屋根の補修、塗装、瓦屋根からトタン屋根等への改修	○		○
雪止め、雨どい、軒天修繕等工事	○		○
窓ガラス、サッシ、建具等の改修工事	○		○
バリアフリー化（手すり設置、段差解消等）工事	○		○
壁の断熱化、防音化工事等	○		○
外壁の補修、塗装工事等	○		○
床、天井の補修工事、壁紙の張替え	○		○
下水道接続工事、浄化槽工事	△（市の他の補助金を受ける場合は×）		△（他の補助金を受ける場合は×）
畳、ふすま改修工事	○		○
耐震改修工事	○		○
風除室設置工事	○		○
バルコニー、サンルーム、ウッドデッキ等工事	△（居宅に接している場合は○）		△（サンルームで県産材使用の場合のみ○）
車庫、物置改修工事	×		△（基礎等で固定されるものは○）
自転車小屋の設置・改修工事	×		×
融雪設備工事（地下水やヒーターによる）	△（居宅に係る工事以外は×）		○
油タンク設置工事	△（基礎等の工事費のみ○）		○
エアコン、蓄熱暖房機設置工事	△（機器代除く工事費のみ○）		○
受電柱工事	×		×
門柱、フェンス	×		○
土留め、縁石工事	×		×
駐車場整備工事（舗装、砂利敷き等）	×		×
浸透枡設置工事	×		○
庭園工事（庭木、花壇、池等）	×		×
井戸掘削工事	×		○
シロアリ駆除	×		×

※不明な点等は、個別に御相談ください。